

陳情文書表（平成28年第2回定例会）

【6月3日上程】

陳情第39号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて
「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情（平成28年5月19日
受理）

（委員会付託）

提出者 西東京市東町1-6-3

小林 奈保絵

千代田区飯田橋2-1-4-203

スモークフリーキャラバンの会「スモークフリーinTOKYO」

代表 中久木 一乗

陳情事項

「受動喫煙防止条例」の制定を求める。

陳情理由

私たちは、喫煙の健康障害を広く啓蒙し、国民を受動喫煙被害から守るために受動喫煙防止条例（屋内全面禁煙）の制定を求めて活動している個人・団体です。キャラバン隊は、昨年までに全国46都道府県（神奈川県を除く）を訪問し、当該の知事・議長等に条例の早期制定を訴えてきましたが、今般、2020年にオリンピック・パラリンピックを控える東京都下54自治体（島嶼部を除く）の首長・議長に標記の要望・陳情を行うことにいたしました。

喫煙の健康障害については、既に医学的・科学的にも十分立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については、たばこを吸わない人が健康障害をこうむることから社会的対策が強く求められています。

また、オリンピックについては、国際オリンピック委員会（IOC）が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降、会場の内外が禁煙化されました。さらに、2005年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（FCTC）が発効し、2010年には国際オリンピック委員会と世界保健機関（WHO）は「たばこのないオリンピックを目指す合意文書」に調印しました。

自来、オリンピックは、会場だけでなく飲食店を含む屋内施設が、全面禁煙の国や都市で開催されることが慣例となっています。2008年：北京、2010年：バンクーバー、2012年：ロンドン、2014年：ソチの各大会では、国または都市で「受動喫煙防止の法整備」をした上で開催し、本年開催されるリオデジャネイロでも、既に全面禁煙化が実現しています。

しかし、東京都では、都民の6割以上が「罰則つき規制」を求めているにもか

かわらず、条例の制定は足踏み状態であり、このままでは屋内全面禁煙の国から参加する選手団や観光客に不快な思いをさせることになります。さらに、受動喫煙防止施策は国や都だけの専決事項ではなく、基礎自治体としての責任も重大です。都下に広く滞在・観光するこれらの人に対してばかりでなく、西東京市民（特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者）の健康を守るためにも、地域の特性に応じた「受動喫煙防止条例」の早期制定を求めるものです。